

納税管理人に係る変更申告等の提出期限が延長されました。

納税者等の利便性を考慮し、納税管理人の変更に係る申告等の提出期限について、北海道税条例が改正され、平成26年7月15日以後事実発生分から適用となります。

北海道税条例の改正内容は次のとおりとなります。

区 分	提出期限	
	改正後	改正前
新 規 (改正なし)	10日以内	10日以内
変 更	10日以内	5日以内

届出書様式は、次のページからダウンロードしてご使用いただけます。

北海道のホームページ>総務部>税務課>税務課のホームページ

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/grp/jigyo/20130200nouzeikannrininn.pdf>

<届出書提出先>

◇法人道民税、法人事業税及び地方法人特別税について

札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F
TEL 011-281-7834

◇その他の税について

最寄りの総合振興局等へお問い合わせください。

総合振興局等の連絡先は、次のページをご覧ください。

北海道のホームページ>総務部>税務課>道税に関するお問い合わせ先ページ

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/map/ichiran.htm>

【改正に係るお問い合わせ先】

北海道総務部財政局税務課課税対策グループ
TEL 011-204-5062